

「三重県ひきこもり支援推進計画」（仮称）の策定について

1 計画策定の趣旨

ひきこもりについては、少子高齢化や核家族化など社会構造の変化や人々の価値観の多様化が背景にあり、また不登校、障がい、進学や就職の失敗、人間関係の悩み等さまざまな事情が関係していることが考えられ、いわゆる「8050問題※」に象徴されるように、その課題が複雑化・複合化、長期化している実態があります。

また、ひきこもり状態にある方やその家族は、地域のつながりが希薄化する中で、地域が持つ課題解決力に頼ることもできず、従来の高齢者、障がい者、子ども施策といった属性別の行政サービスでは対応が難しく、制度の狭間で社会から孤立していますが、その実態や支援ニーズを十分に把握できていない状況にあります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済活動への影響に伴い、ひきこもりがこれまで以上に深刻な課題に発展する可能性があります。

このような中で、令和2年6月の社会福祉法改正に伴い、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、アウトリーチ（訪問型）支援を含む断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設され（令和3年4月施行）、県内では5市町が実施しています。

本県としては、この機をとらえ、本年度中にひきこもり支援に特化した計画を策定し、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けて、ひきこもり支援を総合的に推進していくこととします。

併せて、市町に対して、ひきこもり支援における課題解決手法が各種福祉施策の課題解決にも寄与することを周知していきます。

※8050問題：子どものひきこもりの状態が長期化して中高年となる一方、生活を支えてきた親も高齢化により収入が途絶えたり、病気や要介護状態になったりして家族が経済的に孤立・困窮する問題。象徴的な年代として「80代の老親と50代のひきこもりの子」を意味している。

2 計画の位置づけ

ひきこもりに特化した新たな計画は、県内におけるひきこもりの実態把握等をふまえ、めざす社会像等を明確にし、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けた先導役となることをめざします。

また、令和2年度からスタートした地域福祉分野の上位計画である「三重県地域福祉支援計画」の考え方（「みんな広く包みこむ地域社会 三重」）を踏襲しながら、ひきこもり支援のための指針として位置付けます。

3 計画期間

令和4年度～令和6年度（3年間）

4 基本的な考え方

（1）計画の支援対象者

おおむね15歳以上（中学校卒業後）で、ひきこもり状態にある者およびその家族であって、支援を必要とする方

<ひきこもりの定義>

- ① 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、原則6か月以上にわたって自宅にとどまり続けている状態の者。
- ② 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々買い物や趣味の用事など他者と交わらない形で外出することがある者。

（2）ひきこもりに係る現状と課題

県内におけるひきこもりに係る現状と課題について、令和2年度に実施した相談支援機関へのアンケート調査結果（※）等から、以下のとおり整理しました。 ※調査結果については、別添参照。

なお、本年度実施する民生委員・児童委員へのアンケート調査結果等についても反映していく予定です。

① 相談支援の充実・強化等

・ひきこもり当事者は、自ら相談に赴くことが難しく、必要な福祉サービスにつながりにくい状況があることから、ひきこもり当事者やその家族が早期に支援につながるための相談支援のあり方や潜在的な当事者へのアプローチについて検討していく必要があります。

② 相談支援から社会参加等への段階的・継続的支援

・ひきこもり支援にあたっては、ひきこもり当事者やその家族の意向や状況に応じ、寄り添った支援が求められることから、相談、社会参加、就労等というそれぞれの段階に応じた支援とともに、相談支援から、安心して社会参加できる場の提供等へつなげていくという継続性のある支援を行っていく必要があります。

③ 社会資源の活用と整備、包括的な支援体制づくり

・ひきこもり支援に資する社会資源が十分整っていないことから、ひきこもり地域支援センターをはじめとする関係機関（国・県・市町・民間団体等）の役割・連携のあり方、当事者が安心して過ごせる新たな「居場所」づくりなどを検討していく必要があります。

・ひきこもり当事者やその家族に最も身近な支援機関である市町における包括的な支援体制の方向性や、先を急がない継続可能な支援などについて検討していく必要があります。

・ひきこもりの実態調査結果をもとに、地域特性をふまえた支援について、検討していく必要があります。

④ ひきこもりに関する理解促進

・地域社会におけるひきこもりに関する理解が進んでいないことから、県民の皆さんをはじめ、事業者、民間団体に対して、ひきこもりに関する理解の促進、普及啓発等を行っていく必要があります。

⑤ 多様な担い手の育成・確保

・ひきこもり当事者やその家族のニーズが変化していく中で、アウトリーチ支援等の支援ニーズに対応する人材が十分に確保されていないことから、求められる人材の資質向上など多様な担い手の育成および確保を図っていく必要があります。

⑥ ひきこもり状態を長期化させないための対応

・ひきこもり状態は、「不登校」から始まっているものや、「人間関係や職場での悩み」をきっかけにするものが少なくないことから、教育・医療・保健・福祉・雇用等の分野を超えた連携強化を図り、ひきこもり状態を長期化させないための対策を講じていく必要があります。

⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応

・新型コロナウイルス感染症の影響が収束しない中で、社会へ出る意欲を持ち始めていた方が、意欲減退し、支援が中断されることのないよう、対策を講じていく必要があります。

(3) 基本理念（めざす姿）

ひきこもりに係る課題は複雑化・複合化、深刻化していることから、ひきこもりという現象を抜本的に解消するためには、個別の事案の課題解決だけでなく、長期的な視点から、未来のあるべき社会の姿を俯瞰したうえで、社会全体として、継続的な支援策を打ち出していかなければなりません。

そこで、おおむね10年先を見据えた、将来のめざす社会像をイメージしたうえで、3年後の目標（めざす姿）をお示しすることとします。

① 将来のめざす社会像

「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、希望をもって安心して暮らせる社会」

（主旨）

ひきこもり当事者を支援する際に不可欠な条件は、「安心・安全な環境」と「信頼・理解してくれる人の存在」です。

そこで、ひきこもり当事者をはじめ県民の皆さんがさまざまな課題に直面してもいつでも安心して避難でき、そこからいつでもやり直せる、気軽に小休止できるような居場所・人など受け皿を増やしていくことで、当事者が、社会（他者）から「あなたはありのままでいいよ」という共感を得て、社会との“つながり”を取り戻し、多様な生き方を選択できる環境を、オール三重でつくっていかうという思いを込めました。

② 3年後の目標（めざす姿）

「県民の皆さんのひきこもりに対する理解が深まり、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりが進むことで、個人・家族・社会の3つの領域の“つながり”の中で、当事者等が明日への希望をもって生活しています。」

（主旨）

「ひきこもり状態は、つきつめると対人関係に問題があるとされ、個人・家族・社会の3つの領域で、何らかの悪循環が生じている（ひきこもりシステム）ため、3つの領域のシステムが相互に接し合っていて連動している状態にすることが必要である」とされています。

※筑波大学医学医療系社会精神保健学部斎藤環教授の考え方を引用。

そこで、『ひきこもりは特別なことではない、誰にでもおこりうることである』という、県民の皆さんのひきこもりに対する理解を深めるとともに、当事者・家族・社会の領域相互に接点をつくり、“つながり”を取り戻していく中で、当事者やその家族が明日への希望をもって自分らしい生活を送ることができるよう、当事者等に寄り添った切れ目のない支援体制をつくるていこうという思いを込めました。

(4) 施策展開にあたって重視すべき視点

① 「課題解決型支援」と「伴走型支援」の視点

ひきこもりに係る課題は、複雑化・複合化、長期化していることから、状況把握、相談支援、社会参加、就労支援という支援段階ごとの「課題解決型」の支援に加え、“つながり”を大切にする「伴走型」の継続的な支援を進めていく必要があります。

② 「アウトリーチ（訪問型）支援」の視点

ひきこもり当事者やその家族が相談窓口につながりにくい状況があることから、相談窓口での待ちの姿勢のみならず、当事者の意向に沿った「アウトリーチ（訪問型）支援」を重視していく必要があります。併せて、ひきこもり支援に係る情報が当事者に十分に周知されていないことから、「情報を届けるアウトリーチ」も進めていく必要があります。

③ 「ひきこもり状態を長期化させない」視点

中高年のひきこもり当事者が多くみられ、ひきこもり状態の長期化が課題になっていることから、ひきこもり状態を早期に発見し、「長期化させない」という視点を重視していく必要があります。

④ 「DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」の視点

デジタル技術を活用することで、新たな“つながり”が生まれることにより、ひきこもりに係る複雑化、深刻化する課題が解消され、ひきこもり当事者が社会とつながる意欲をもち、よりよい生活を送れる環境づくりを進めていく必要があります。

⑤ 「専門的支援」と「側面支援」の視点

広域自治体としての県の役割をしっかりと意識し、福祉、保健等分野における「専門的支援」を重視するとともに、県民の皆さんに最も身近な支援機関である市町や関係団体が行う取組を「側面支援」していく必要があります。

5 今後の策定スケジュール

- | | | |
|------|------|---|
| 令和3年 | 6月～ | 民生委員・児童委員へのアンケート調査実施 |
| | 9月頃 | 推進委員会・庁内検討会議で協議（骨子案） 社会福祉審議会で説明（骨子案） |
| | 10月 | 県議会常任委員会で説明（骨子案） |
| | 11月頃 | 推進委員会・庁内検討会議で協議（中間案） |
| | 12月 | 県議会常任委員会で説明（中間案） パブリックコメント実施 |
| 令和4年 | 1月頃 | 社会福祉審議会で説明（中間案） |
| | 2月頃 | 推進委員会・庁内検討会議で協議（最終案） |
| | 3月 | 県議会常任委員会で説明（最終案） 計画の策定 |